

議第 8 号議案

全ての建設アスベスト被害者救済する制度の創設を求める意見書

全ての建設アスベスト被害者救済する制度の創設を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 6 月 1 5 日

提出者 ふじみ野市議会議員

伊 藤 初 美

賛成者 ふじみ野市議会議員

足 立 志津子

新 井 光 男

塚 越 洋 一

床 井 紀 範

ふじみ野市議会

議 長 西 和 彦 様

全ての建設アスベスト被害者救済する制度の創設を求める意見書

建設現場で資材に含まれたアスベストを吸い込み健康被害を受けた元建設労働者や遺族が提訴した「建設アスベスト訴訟」で最高裁は5月17日、国と建材メーカーの責任を認める判決を出しました。この判決を受けて、国は原告団と被害救済のための合意書を締結しました。今回の判決は、原告、家族、弁護士、支援者らの長年にわたる粘り強い運動が作りだしたもので、ふじみ野市の建設労働者も国に対して救済を求めてきました。

安価で加工しやすく燃えにくいアスベストは、高度経済成長期などに大量使用されました。吸い込むと肺がんや石綿肺、中皮腫を発症する危険が問題になっても国の対策は大きく立ち遅れ、被害を広げました。発症まで数十年かかる長い潜伏期間から「静かな時限爆弾」とも言われています。

建設現場の作業に従事していた人の被害が急増し、2008年以降、国と建材メーカーを相手取った裁判が相次いで起こされ、地裁や高裁では国の責任を認定する判決が主流になりました。しかし、メーカーの責任や救済範囲などは裁判所によって判断は分かれていました。

最高裁は、国は1975年までにはアスベストの危険性を認識していたにもかかわらず労働者への防じんマスク着用を事業者に義務付けることなどを怠ったとして、アスベスト使用を原則禁止にした2004年までの29年間、国に違法性があったことを認めました。

当初、労働者として保護されないとされた「一人親方」についても、「危険にさらされるのは労働者に限られない」として、労働安全衛生法上の国の救済の対象になるとしました。メーカーが発症の危険について建材に警告表示をする義務を怠ったことも違法としました。複数の現場で作業したため、発症原因になったメーカーの建材の特定が難しい点についても、市場でのシェアや製造期間などから被害を推定できるとして、各社の不法行為を認めました。

建設アスベスト訴訟では最高裁として初めての統一判断となった判決で、国とメーカーの責任を明確にしたことは重要です。その一方で、屋外作業に従事した原告を救済対象にしないなど問題も残されています。

最初の提訴から13年、原告は約1200人にのぼり、裁判中に多くの元建設労働者が亡くなっています。「命あるうちの救済」は待ったなしです。

今、建設石綿給付法案が国会で議論されています。審議で、厚生労働省は、今後30年間で1万9500人の被害が出るという推計を示しています。

よって、最高裁判決で補償の対象外とされた屋外工や補償期間外とされた被害者の救済も含めた法律の創設、ばく露防止対策の強化、関連疾患の医療体制の整備や治療法の研究開発などに国として責任を果たすよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣